

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2024年 6月 5日

（宛先）
川口市長



報告者

住所 埼玉県川口市安行西立野244-6 2階

氏名 前田道路（株）浦和東営業所

所長 澤口 利樹

（電話番号 048-452-4593 ）

埼玉県生活環境保全条例第20条第3項の規定により、2023年度の産業廃棄物処理計画の実施の状況を報告します。

事業場の名称	前田道路株式会社 北関東支店 浦和東営業所
事業場の所在地	埼玉県川口市安行西立野244-6
事業の種類	総合工事業 D06
産業廃棄物処理計画における計画期間	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	120 t	全処理委託量	70 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	50 t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	50 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

計画の実施状況
(産業廃棄物の種類：木くず)

不要物等発生量	有償物量	自ら直接再生利用した量	自ら中間処理した後に再生利用した量
		②	⑧ 0
排出量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
① 4	③ 0	④ 0	⑨ 0
		④のうち熱回収を行った量	④のうち再生利用業者への処理委託量
		⑤ 0	⑫ 4
		⑤のうち熱回収を行った量	⑤のうち熱回収認定業者への処理委託量
		⑦ 0	⑬ 0
		③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量の委託量
		⑩ 4	⑩ 4
		⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑪のうち優良認定処理業者への処理委託量
		⑫再生利用業者への処理委託量	⑫のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量
		⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑬ 0
		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭ 0

(第3面)

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
- 2 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記載すること。
- 3 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記載すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接埋立処分又は海洋投入処分をした量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の残さ量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分をした量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項）への処理委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への処理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの産業廃棄物の実績値を記載すること。
- 5 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙 1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 2023年度 実績】

産業廃棄物の種類 排出量（単位：トン）	がれき類	廃プラスチック	木くず
	1287	18	4
（これまでに実施した取り組み）			
ISOの一環として産業廃棄物の適正管理を行い、排出の抑制に についても合わせて行う。			

【目標】

産業廃棄物の種類 排出量（単位：トン）	がれき類	廃プラスチック	木くず
	100	10	3
（今後実施する予定の取り組み）			
ISOの一環として産業廃棄物の適正管理を行い、排出の抑制に についても合わせて行う。			

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	木くず			
全処理委託料	7287	18	4			
再生利用業者への処理委託料	1287	18	4			

ISOの環境として産業廃棄物の適正管理を行い、排出の抑制についても合わせて行う。

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	木くず			
全処理委託料	100	10	3			
再生利用業者への処理委託料	100	10	3			

1

1
